

他者の馬等に種付けする雄馬等には 種畜検査が必要です！

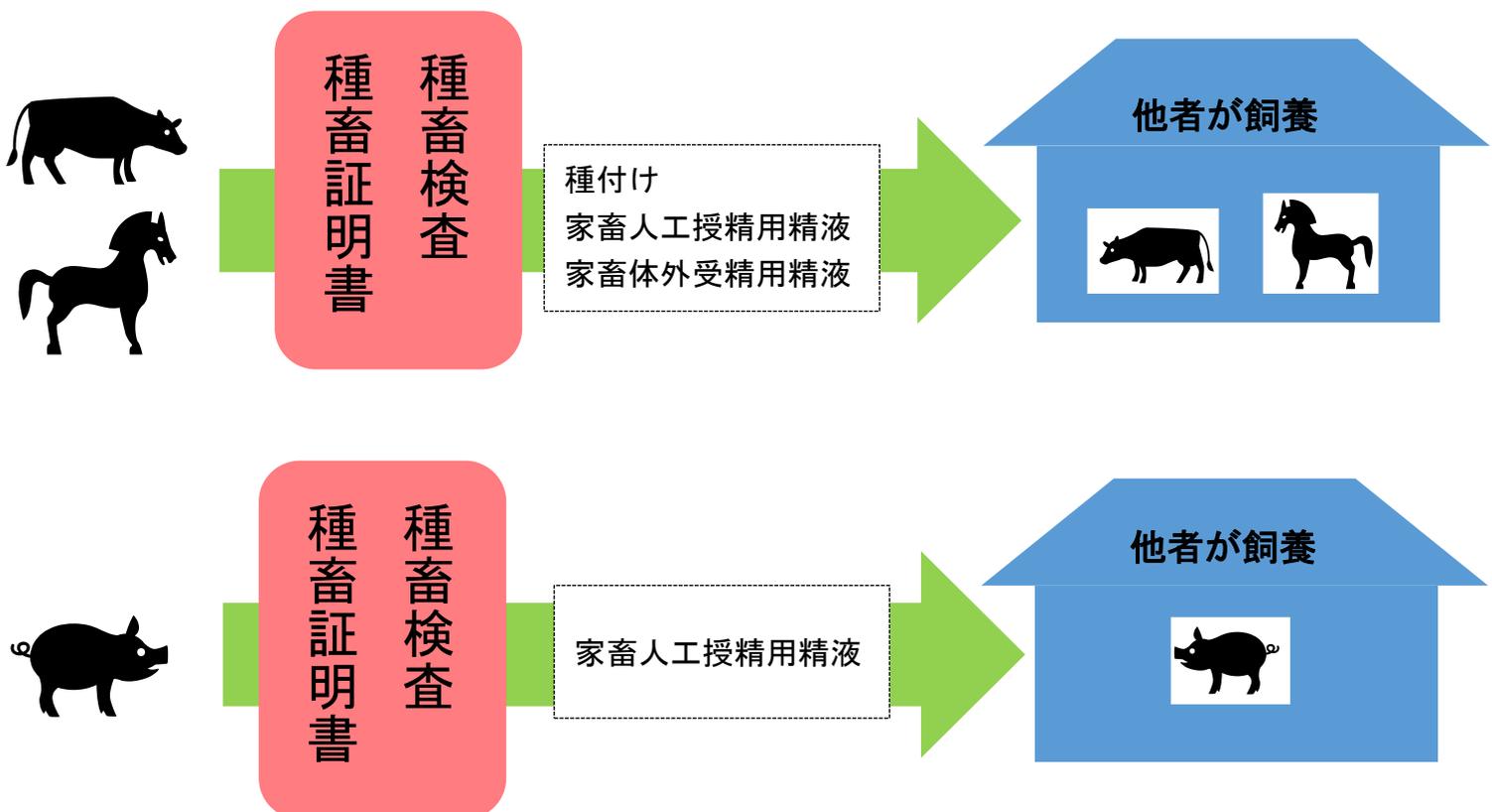
種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬を用いて、他者の雌馬に交配を行うという、家畜改良増殖法違反が確認されました。

他者の馬・牛・豚への交配に用いる雄の馬・牛・豚（豚は家畜人工授精に供する雄豚）については、愛玩用であっても、法に基づき、予め種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受ける必要があります。

種畜検査とは…

家畜改良増殖法に基づき、独立行政法人家畜改良センターが毎年定期に行う検査。伝染病の伝播防止、家畜改良増殖促進を目的とする。

種畜検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、他者の馬・牛等への種付けや精液の提供はできません。



※家畜人工授精用精液や受精卵を他者へ譲渡（販売、無償提供など）をするためには家畜人工授精所の開設が必要です。